

記者発表資料  
令和2年5月13日  
教育庁スポーツ健康課  
電話：022-211-3662 担当：平元，主藤  
E-mail：supokenm@pref.miyagi.lg.jp

## 新型コロナウイルス感染症への対応に伴う県有体育施設の 利用制限の緩和について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、県有体育施設はこれまで利用休止としておりましたが段階的に再開することとしましたのでお知らせします。

なお、対象施設等については、下記のとおりです。

### 記

#### 1 利用再開日

令和2年5月18日（月）

#### 2 対象施設

施設名称	利用再開対象施設	電話番号
宮城県総合運動公園	テニスコート ※クラブハウス，シャワー室を除く	022-356-1122
	宮城県サッカー場 ※会議室，シャワー室を除く	
宮城県第二総合運動場	クライミングウォール	022-249-1216
宮城県長沼ボート場	ボートコース ※トレーニング室，会議室を除く	0220-22-9511

#### 3 その他

- ・上記2の利用再開対象施設以外の施設における利用休止期間は令和2年5月31日（日）までとなります。
- ・今後の状況に応じて、対象施設や利用休止の期間が変更となる場合があります。
- ・詳細については、各施設に電話でお問い合わせいただくか、各施設のホームページをご確認ください。